１．「課税の特例」の手続き　※申請を希望される場合、事前に当局にお問い合わせ下さい

地域の強み(産業集積、観光資源、特産物、技術等)を活かした先進的な事業に係る投資に対して、課税の特例の対象となる。

経済産業省HPの税制支援ページをご確認ください。（https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html ）

課税の特例申請スキーム【適用期間：2027年度末まで】

道・市町村 → ①基本計画の協議 → ②国が同意

事業者 → ③地域経済牽引事業計画の申請 → ④道が承認

事業者 → ⑤課税特例の申請 → ⑥国が確認

法人税、不動産取得税、固定資産税の減免の対象となります。※不動産取得税は道、固定資産税は市町村に対象要件を確認してください。

【法人税】課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	３５％	４％
上乗せ類型A①・A②・A③	５０％	５％
上乗せ類型B	５０％	６％
建物・附属設備・構築物	２０％	２％

税制適用の主な注意点

1.対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は**80億円が限度**となる。
2.税額控除は、その事業年度の法人税額等の**20%相当額が限度**となる。
3.対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象とならない。
4.地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象とならない。

地域経済牽引事業計画（道の承認）

道・市町村が作成する基本計画への適合
①地域の特性の活用　②高い付加価値の創出　③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置（国の確認）

【通常類型】

①先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）
②労働生産性の伸び率が4%以上、もしくは、投資収益率が5%以上であること
③設備投資額が１億円以上であること
④設備投資額が前年度減価償却費の25%以上であること（※）
⑤売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
⑥旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること

※ 対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること

※ 計画承認日が2025年3月31日以前の場合、従前の要件（③について「２,０００万円以上」、④について「２０%以上」）を適用

＜上乗せ支援の要件＞

- 共通事項：労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率が5%以上であること
（ただし、未来法の中小企業は労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上であること。）
- 上乗せ類型A①：直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上、かつ、承認地域経済牽引事業で１億円以上の付加価値額を創出すること
- 上乗せ類型A②：直近２事業年度の平均付加価値額が50億円以上、かつ、3億円以上の付加価値額を創出すること（※計画承認日が2023年4月1日以降であること）
- 上乗せ類型A③：【地域経済の成長と発展に特に資する業種】に該当する事業であって、設備投資額10億円以上、かつ、承認地域経済牽引事業で１億円以上の付加価値額を創出すること
（※計画承認日が2025年4月1日以降であること）
- 上乗せ類型Ｂ　：上乗せ類型A①②の要件を満たし、以下３点を満たすこと
○産業競争力強化法に定める特定中堅企業であって、経営力の確認を受けていること
○「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けていること
○設備投資額10億円以上であること　（※計画承認日が2024年9月2日以降であること）

２．「課税の特例」関連手続きのスケジュール

「地域経済牽引事業計画」の承認（提出先：北海道 経済部 産業振興課）
（注意）承認の前に着工した建物・附帯設備・構築物は対象になりません。

・③確認申請までに、**必ず**北海道知事の承認を受けることが必要
※地域経済牽引事業計画の作成は、ガイドラインを参照

①「課税の特例」の確認申請書の作成
主務大臣把握のための事前締切り（事前登録）（連絡先：北海道経済産業局）
（注意）「事前締切り」の前に事前相談を行わないと、確認申請書の提出はできません。

・地域経済牽引事業計画の承認後（または同時に）、確認申請書の作成に着手（作成は上記ガイドラインを参照）
・**確認申請の期限の１か月前頃**、主務大臣を決定するための「事前締切り」
※事前締切りの期限までに、確認申請書（ドラフト）をお送りください。申請書を作成していない場合には、申請することを連絡（様式なし）
・主務大臣の確定後、当局から事業者へお知らせします（②の期限の１週間前頃）
※主務大臣は、関係省庁（総務、財務、厚労、農水、国交、環境）のうち、事業内容を所管・関連する大臣

②確認申請書の提出（提出先：北海道経済産業局）

・有識者による外部評価委員会で、「先進性」等を審査

③「課税の特例」の確認
（注意）確認の前に取得した資産は対象になりません。

・後日、確認通知を送付

減税の手続き（申告先：所轄の税務署、自治体の担当窓口）

・対象資産を事業の用に供した日※以降、申告先にて手続き
※一般的にはその減価償却資産のもつ属性に従って本来の目的のために使用を開始するに至った日

（注意）「着工」と「取得」の時期を踏まえて、余裕をもって、承認と確認の申請準備を進めてください。

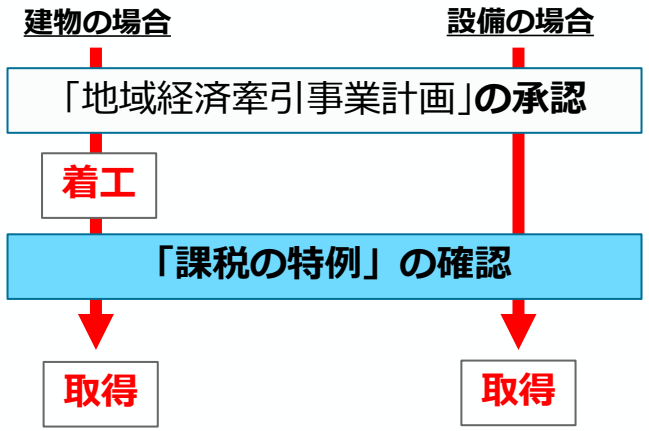

３．「課税の特例」確認申請の手続きについて①

●申請先（相談窓口）

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室

E-mail：bzl-hokkaido-mirai@meti.go.jp ／ TEL：011-709-1750

●申請時期

減価償却資産の「取得」までに、「確認」を受けてください。

※取得とは、一般的に所有権移転を指します。個別ケースにより異なるため、所轄の税務署に確認してください。

（注） 確認申請の前までに、必ず「地域経済牽引事業計画」の承認を受けてください。

※「地域経済牽引事業計画」の承認時から、事業計画に変更があった場合、同計画の変更が必要になることがありますので、余裕をもって申請準備を行ってください。

●申請スケジュール

経済産業省ホームページを確認してください。

※スケジュールは変更となる可能性があります。

●対象資産

法人税法施行令第13条の「建物及びその附属設備」「構築物」「機械及び装置」「器具及び備品」（新品に限る。貸付けする資産は除く。）

●措置の内容（特別償却または税額控除）

要件や特別償却・税額控除の計算方法等の詳細は、国税庁ホームページを確認してください。

３．「課税の特例」確認申請の手続きについて②

●申請書類

【通常類型】

① 確認申請書【様式1の1】
② 労働生産性の伸び率根拠【別紙1-1】 **又は** 投資収益率根拠【別紙1-2】
③ 地域経済牽引事業計画（変更した場合は、すべて）と承認書（変更した場合は、すべて）
④ 売上高根拠資料【別紙1-3記載例】
⑤ 売上高及び市場の規模の伸び率算定シート【参考1】
⑥ 過去５事業年度の当該商品等の市場の伸び率がわかる資料（※統計等の該当箇所をマーキング）
⑦ 前事業年度の減価償却費・付加価値額がわかる資料（※決算書・財務諸表の該当箇所をマーキング（設立直後で決算書がない場合は、履歴事項全部証明書））
⑧ 様式１の１「１０ 対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程」に必要な資料（※未来法の活用を前提に意思決定したことがわかる資料）
⑨ 外国法人等がその出資者に含まれる対象事業者は、告示第１項第４号ハに掲げる者に該当するか否かの判定の基礎となった資料

【上乗せ類型を利用の場合：以下⑩～⑮を追加提出】

⑩ 確認申請書【様式1の2】
⑪ 付加価値額増加率算出シート【参考2】
⑫ 労働生産性の伸び率根拠【別紙1-1】 **及び** 投資収益率根拠【別紙1-2】の両方（※上乗せ類型を利用する場合は②に代え）
⑬ 未来法上の中小企業者である場合、常時使用する従業員数がわかる資料（該当箇所をマーキング）
（例：直近の確定申告書類（法人事業概況説明書）、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳、従業員名簿など）
⑭ 前々年度の財務諸表
⑮ 上乗せ要件Ｂにて申請する場合、みなし大企業でないことがわかる根拠資料（株主名簿等、各株主の出資比率がわかる書類）、特定中堅企業者の確認に係る書類（確認書）

【旧計画の要件確認に必要な書類：以下⑯を追加提出】

⑯ 取得財産一覧（必要記載項目：税法上の種別、資産内容、数量（単位を記載）、単価、取得価額、取得時期）

※様式や別紙については経済産業省HPからダウンロードしてください。
参考のフォーマットは、当局HPからダウンロードしてください。

●他の支援制度との併用

・原則、補助金等との他の支援制度との併用が可能です（他の税制との併用不可）。
他の支援制度が併用を不可としている場合がありますので、併用される際は事前に確認してください。

（参考）課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング
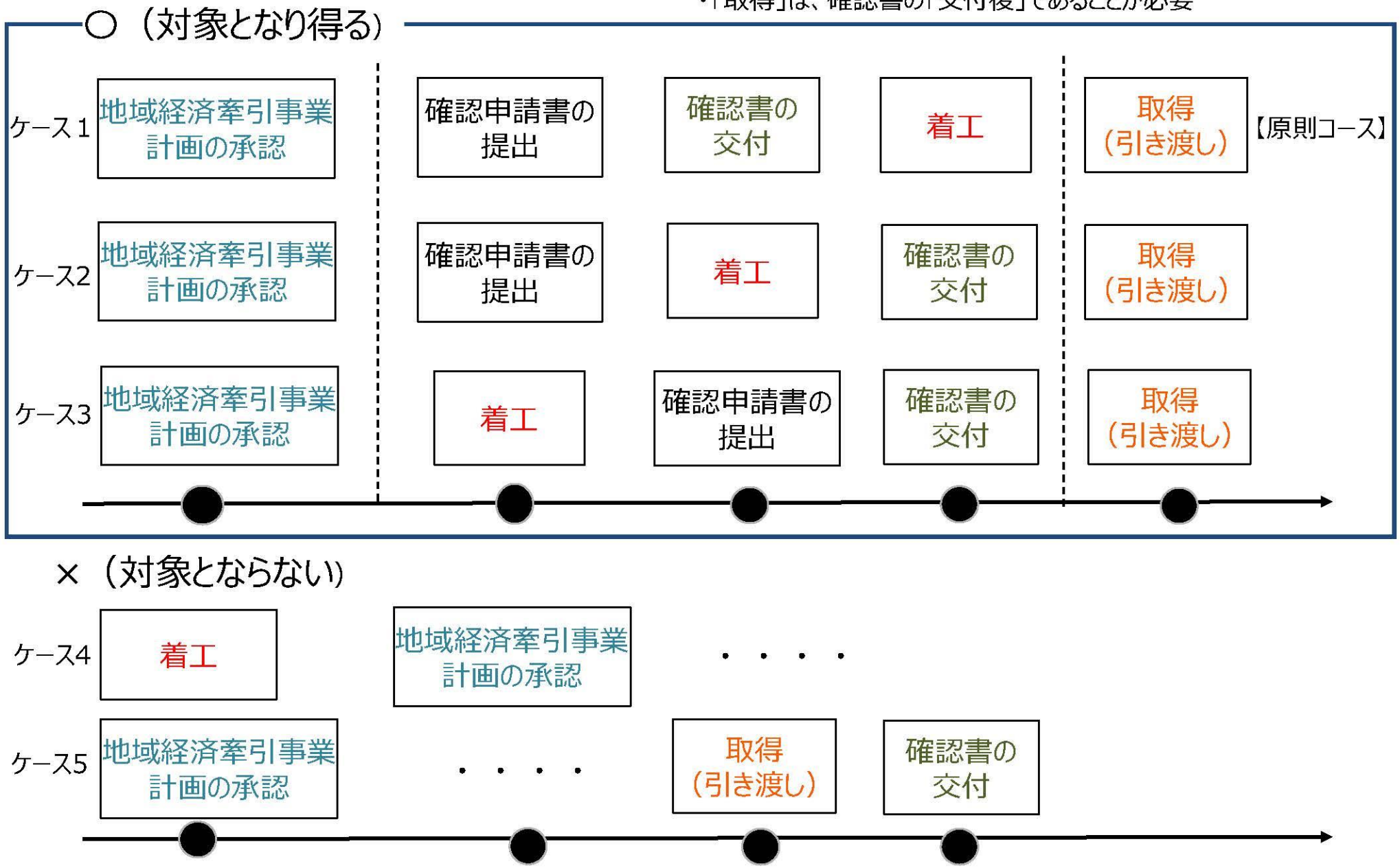
・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要